

東海厚審発 1227 第 1 号

令和元年 12 月 27 日

多田 雅史 様

東海北陸厚生局社会保険審査官



審査請求にかかる決定書謄本の送付について (通知)

あなた様から審査請求のありました平成31年3月20日付 第 30 -985号 審査請求事件は別添のとおり決定しましたので決定書謄本を送付します。

名古屋市立大学病院、東医師作成による、「診断書」(平成31年3月13日付、令和元年9月25日付3部) は、写しを取りましたので、原本をお返しします。

決 定 書

審査請求人

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

多 田 雅 史

原処分をした保険者の機関

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚 生 労 働 大 臣

被保険者であった者

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

多 田 雅 史

昭和33年1月10日生

(5111-499322)

主 文

厚生労働大臣が、平成31年2月12日付で、審査請求人に対し、国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金の請求を却下とした処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、主文と同旨の決定を求めるとのことである。

第2 審査請求の経過

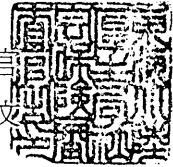
1 事件の概要

- (1) 請求人は、「うつ病、ベンゾジアゼピン依存症と離脱症状」（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成30年6月21日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による、国民年金法（以下「国年法」という。）による障害基礎年金（以下、単に「障害基礎年金」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による障害厚生年金（以下、単に「障害厚生年金」という。）（以下、併せて「障害給付」という。）の裁定を請求（以下「本件請求」という。）するとともに、障害認定

これは、謄本である。
令和元年12月26日

東海北陸厚生局社会保険審査官

田中 文



再審査請求の用紙を希望される場合には、下記にその旨を申し出れば、交付を受けることができます。

厚生労働省保険局総務課社会保険審査調整室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線3222・3223・3224

